

様式第4号(第6条関係)

令和7年度 第2回

奈良市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	令和8年2月20日	
開催場所	奈良市北棟6階 601会議室	
出席委員	委員長 小島 幸保 (オンライン) 委員 目細 実 (オンライン) 委員 岸 道雄 (オンライン)	
審議対象期間	令和7年4月1日～ 令和7年9月30日	
抽出案件	件数	(備考) 今回の会議では次のとおり報告・審議が行われた。
一般競争入札	奈良市 16 企業局 15	1. 抽出案件について (1) 奈良市の一般競争入札及び指名競争入札 (2) 企業局の一般競争入札
指名競争入札	奈良市 1 企業局 0	
随意契約	奈良市 0 企業局 0	
合計	奈良市 17 企業局 15	
委員からの意見・質問・回答等	1. 抽出案件について (1) 奈良市の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約 ●入札番号9660 2号炉点検整備補修 ●入札番号9667 2号炉排ガス施設点検整備補修 ●入札番号9729 汚泥再生処理施設点検修繕 ●入札番号9687 第2工区脱水機整備補 ●入札番号9537 橋梁定期点検業務委託(西部第894号線(下河橋)他) ●入札番号9730 道路附属物定期点検業務委託(登美ヶ丘中町線(学園前 駅北歩道橋)他) ●入札番号9732 灯籠型照明点検調査業務委託 【質問1】 上記の案件について、最低制限価格を設けなかったのはなぜか。 【回答1】	

「予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領」で、本市において最低制限価格を設ける案件は、工事又は工事に係る業務委託と定めている。9660、9667、9729、9687は修繕であり工事ではないため、9537、9730、9732は点検業務で、設計や測量など工事に係る業務委託ではないため、最低制限価格を設定しなかった。

【質問2】

入札番号9537及び9730について、予定価格と落札額に大きな差があり落札率が極端に低くなっているが、その理由をどのように考えているのか。点検業務は人件費が占める割合が大きいと理解しているが、人件費だけでここまで落札率が低くなるものなのか。また、品質的には問題ないのか。

【回答2】

予定価格については、国のルールに則って積算している。入札参加申請時の技術者の資格要件の確認、担当課における確認により、品質的に問題ないことを確認している。入札者によって入札金額にばらつきがあり、それぞれの事業者の実情によるところも大きいと考えている。とはいえ、落札率は低いので他市の積算方法を確認するなどしたい。

【質問3】

入札番号9660、9729及び9687について、いずれもカナデビアが入札者1者で、落札率100パーセント近くで落札しているが、他の事業者も参加できるものなのか。また、予定価格はどのように積算しているのか。

【回答3】

日立造船(現在のカナデビア)が造ったプラントではあるが、補修、修繕については入札番号9667のように、カナデビア以外の他の事業者が受注することも技術的には可能である。受注できる事業者が複数いるかもしれない状況においては、随意契約とするより競争入札とする方が公平性を担保できると考えている。なお、予定価格については工事と同様に、国のルールに則って担当課が積算している。

●入札番号9568 第19号(梅園)市営住宅解体工事に伴う建築設計業務委託

●入札番号9456 JR奈良駅高架下公衆トイレ改修に伴う建築設計業務委託

●入札番号9543 中央体育館他1施設エレベーター新設に伴う建築設計業務委託

- 入札番号9664 JR奈良駅高架下公衆トイレ改修に伴う建築設計業務委託
- 入札番号9683 南消防署西大寺分署仮眠室改修に伴う建築設計業務委託
- 入札番号9475 鳥見小学校他1校エレベーター新設に伴う建築設計業務委託
- 入札番号9618 平城西バンビーホーム増築に伴う建築設計業務委託
- 入札番号9611 橋梁架替工事他に伴う現場技術業務委託(西部第350号線(あやめ新橋)他)
- 入札番号9733 西九条佐保線橋梁下部工事

【質問4】

入札者がいないため入札不成立となったのはなぜか。また、その後どのように対応したのか。

【回答4】

建築設計業務(入札番号9568～9618の7件)については、そもそも参加者が少ない上に発注案件が多いタイミングであったため、受注能力を超えた部分が入札不成立となったものと考えている。加えて、令和6年度に数件受注した二つの事業者が、履行遅滞のために入札参加停止となったことも影響があると考えている。入札不成立となった案件については、次のいずれかの対応により、原則再度入札を行っている。

- (1)一者でも成立が可能な一般競争入札とする。
- (2)他の類似案件と統合する。
- (3)時期をずらす。

入札番号9611「橋梁架替工事他に伴う現場技術業務委託(西部第350号線(あやめ新橋)他)」については、令和7年8月29日に開札を行ったが、年度当初に国や県等から発注される現場技術業務委託により、年度途中からの技術者の確保が困難であったものと考えられたため、時期をずらして昨年12月に改めて公告したところ、入札が成立した。

入札番号9733の「西九条佐保線橋梁下部工事」については、参加者がおらず入札を中止した後にヒアリングを行い、人員不足、価格面、工事の実績が無いことが要因であることを把握した。その後週休2日制適用工事としたうえで最新の基準単価で再度積算して予定価格を引き上げ、地域要件や橋梁下部工事の実績要件の撤廃等により、入札参加資格要件を変更したうえで昨年9月に公告をしたところ、入札が成立した。

【質問5】

建築設計について入札不成立となった案件が多いが、このような状況が続いているのか。

【回答5】

建築設計の入札不成立の件数は、令和5年度は25件中3件であったのが、令和6年度は37件中7件、令和7年度は34件中12件とこの2年間で急激に増えている。

●入札番号9546 一条中高一貫校施設解体撤去工事

【質問6】

過去に行った一条中高一貫校に係る入札における落札者と、今回の入札の指名者及び応札者を教えてほしい。

【回答6】

一条中高一貫校校舎改築に伴う事前設備工事は富士設備工業株式会社、一条中高一貫校校舎解体撤去工事は三和建设株式会社、一条中高一貫校校舎改築その他工事は一条中高一貫校校舎改築その他工事 村本・三和特定建設工事共同企業体、一条中高一貫校高圧受変電設備改修工事は株式会社荒井電工が落札者である。

一条中高一貫校施設解体撤去工事について、指名者は森高建設株式会社、平井建設株式会社、株式会社広成、森本工業株式会社、株式会社やまと建設、株式会社國岡工務店、大倭殖産株式会社、中西建設株式会社、森建設株式会社、三和建设株式会社、中田秀建設株式会社、株式会社山上組、株式会社松田組、中村建設株式会社及び株式会社尾田組の15者であり、応札者は森高建設株式会社、平井建設株式会社、株式会社広成、森本工業株式会社、株式会社やまと建設、株式会社國岡工務店、大倭殖産株式会社、中西建設株式会社、森建設株式会社、三和建设株式会社及び中田秀建設株式会社の11者であった。

質問について

●舗装道幹線道路補修工事

【質問】

設計は道路台帳にある面積を使用したか、現場で調査した面積と相違があったため、設計変更を行ったということは理解した。

現況と相違がある場合がある道路台帳を設計に使うことについてどう考えるのか。

【回答】

道路台帳を設計に使う方法は今年度から始めたため、今後は台帳と現況に相違がある場合もあることを考慮して設計するよう努めたい。

(2)企業局の抽出案件

●入札番号17 口径200耗配水支管改良工事

●入札番号18 口径200～150耗配水支管改良工事

【質問1】

これらの工事を1案件にまとめた入札とすることについて。

【回答1】

本案件については、工事場所が離れているため別々の工事とした。

【質問2】

ある事業者の落札率が2件とも同じであることについて。

【回答2】

工種が同じ送配水管工事であり、材料調達も共通していることから同じ率となっていると思われる。工種が土木の入札については異なる率となっていることから、設計書や特記仕様書により入札額が積算されているものと思われる。

●入札番号6 平城浄化センター1系調整ポンプ及び揚水ポンプ更新工事

●入札番号7 平城浄化センター2系 No.3 原水ポンプ更新工事

【質問3】

これらの工事をいずれも更新工事であり、分けて入札させる意義について。

【回答3】

積算にあたり見積を徴取したが、2件をまとめた金額も、汚水処理系統別に分けた金額も同じであったため、工期を短縮する目的で別々の案件とした。

●入札番号1 口径50耗配水支管布設工事

●入札番号47 口径100耗配水支管改良工事及び公共下水道築造工事

●入札番号31 口径50耗配水支管布設工事

●入札番号32 口径150耗配水支管改良工事

- 入札番号 54 口径100～50耗配水支管改良工事
- 入札番号 39 口径100～75耗配水支管改良工事
- 入札番号 2 口径200耗配水支管改良工事
- 入札番号 33 口径150耗送・配水支管改良工事
- 入札番号 26 口径200～100耗配水支管改良工事
- 入札番号18 口径200～150耗配水支管改良工事
- 入札番号17 口径200耗配水支管改良工事

【質問4】

同じ工種であっても最低制限価格率にばらつきがあり、特に送配水管工事についてばらつきがあるように思うが、その理由について

【回答4】

予定価格が5,000万円を境に最低制限価格の算出方法が異なる。予定価格が5,000万円未満の工事は、開札当日に97.0%～99.9%の間で抽選を行い、事前に公表している最低制限基準価格にその割合を乗じた額を最低制限価格としている。そのことから、平均して最低制限価格率が85～88%の間で推移している。

予定価格が5,000万円以上の工事は、事前に公表している最低制限モデル型算出価格か、開札日当日、入札参加業者の入札額の標準偏差を考慮して算出した価格(最低制限変動型算出価格)のどちらか低い方の価格を最低制限価格と決定している。多くの案件で最低制限変動型算出価格が最低制限価格となることが多いため、最低制限価格率が68%前後と低くなっている。

【質問5】

97.0%～99.9%の範囲としている理由について。

【回答5】

最低制限基準価格を事前に公表しているが、その価格を最低制限価格とすると入札額がその額に集中し、事業者の見積努力が損なわれる等の懸念がある。一方でその範囲を拡大すると、最低制限価格未満での入札により失格となる事業者が増えると考えられる。他市の状況も考慮したうえで現在の範囲としている。

委員会による 意見具申の 内容	なし
-----------------------	----